

議 事 録

令和6年1月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第1回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年1月5日（金） 13時35分から14時26分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	8番 米岡 一利	9番 光永 太
10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

2名 7番 廣田 幸徳

12番 田中 春雄（遅刻のため、議案第4号まで欠席）

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之

農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可の取消
議案第2号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第3号	農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第4号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第5号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転の決定の取消
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第9号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第10号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

○事務局長（一法師進君）

本日の総会には、7番廣田委員から欠席の届けが、12番田中委員から遅刻の届けが出ており、委員14人中12人の出席となりますが、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○議長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第1回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、1番 多久委員、2番 守川委員を指名いたします。

4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第2の議案審議にはいります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可の取消」です。

本案件は、平成23年11月25日に所有権移転の許可を受け、所有権移転登記がなされないまま譲受人が耕作を行っていましたが、譲受人の主要な耕作地からは離れており、耕作に不便がありました。このほど、本件農地近辺の者が耕作を行うことになったため、申し出があり取り消すものです。

以上です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第1号については、原案のとおり許可を取消すことに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第1号については、原案のとおり許可を取消すことに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第2号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所在地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は1ページ記載のとおりです。

議案書4ページをお願いします。

提案番号2番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。調査書は2ページ記載のとおりです。

議案書5ページをお願いします。提案番号3番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は3ページ記載のとおりです。

議案書6ページをお願いします。

提案番号4番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、夫婦間の贈与によるものです。調査書は4ページ記載のとおりです。

議案書7ページをお願いします。

提案番号5番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅予定地周辺であることから、耕作便利によるものです。調査書は5ページ記載のとおりです。

議案書8ページをお願いします。

提案番号6番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅予定地周辺であることから、耕作便利による新規取得です。調査書は6ページ記載のとおりです。

議案書9ページをお願いします。

提案番号7番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の耕作地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は7ページ記載のとおりです。

議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 8 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。調査書は 8 ページ記載のとおりです。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 9 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、親子間の贈与によるものです。調査書は 9 ページ記載のとおりです。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 10 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 10 ページ記載の通りです。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 11 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 11 ページ記載のとおりです。

議案書 23 ページをお願いします。

提案番号 12 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。調査書は 12 ページ記載のとおりです。

議案書 24 ページをお願いします。

提案番号 13 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査所は 13 ページ記載のとおりです。

議案書 25 ページをお願いします。

提案番号 14 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査所は 14 ページ記載のとおりです。

議案書 26 ページをお願いします。

提案番号 15 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査所は 15 ページ記載のとおりです。

議案書 27 ページをお願いします。

提案番号 16 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。調査所は 16 ページ記載のとおりです。

以上 16 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 1 番から 3 番について「北部地区担当委員」

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 1 番から 3 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 4 番から 10 番について「南部地区担当委員」

9 番（光永太君）

提案番号 4 番から 10 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 11 番から 16 番について「東部地区担当委員」

1 番（多久正光君）

提案番号 11 番から 16 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1 番（多久正光君）

提案番号 7 番について、譲渡理由が農業廃止となっているが、どのような状況なのか説明してほしい。

○議長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（北原薫君）

譲渡人の父が耕作していたが亡くなられ。譲渡人が相続しましたが、譲渡人に営農の意思がなく、地元の農業者である譲受人に売却するとのことです。

○議長（坂本照子君）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 2 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書28ページをお願いします。議案第3号、「農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」です。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりです。借受理由は、新規参入で、5年の賃貸借権設定です。調査書は17ページ記載のとおりです。

以上1件です。

○議長 (坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号1番について「東部地区担当委員」

8番 (米岡一利君)

提案番号1番は、現地調査を行った結果、ワイン用ブドウが植えられており、借受人の住所は熊本市となっていますが、多久委員のところではブドウ栽培の研修を受けられた方です。事務局の説明とおり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長 (坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。
事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の29ページをお願いします。議案第4号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑500㎡にクヌギを植林する案件です。なお、申請地は、昭和40年頃すでにクヌギが一部植林されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号1番について「東部地区担当委員」

2番（守川千穂君）

提案番号1番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第4号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の30ページをお願いします。

議案第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田2筆計1544㎡を取得し、転用者の営む工務店の駐車場、資材置場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の32ページをお願いします。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑571㎡を取得し、農業用車両等の駐車場に転用する案件です。なお、申請地は既に駐車場と利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の33ページをお願いします。

提案番号3番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田275㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。

24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の34ページをお願いします。

提案番号4番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田326㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図をお願いします。9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書をお願いします。26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載してい

ます。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、4件です。

(事務局説明中に12番 田中春雄君入室)

○議長(坂本照子君)

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号1番と2番について「北部地区担当委員」

12番(田中春雄君)

提案番号1番と2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長(坂本照子君)

提案番号3番と4番について「南部地区担当委員」

5番(徳丸誠次郎君)

提案番号3番と4番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長(坂本照子君)

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長(坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第5号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転の決定の取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(富田和貴君)

議案書の35ページをご覧ください。

提案番号1番の申請地は、令和5年12月5日の総会において決定された案件ですが、譲受人から譲受人が運営する法人（中井農産）名義で購入したいとの要望が後日あったことから、今回取消しを求めるものです。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

1番（多久正光君）

取消後は一度農業公社に名義が戻り、新しく農業法人が購入する形で申請がなされるのか。

○議長（坂本照子君）

ただいまの質問について事務局の説明を求めます。

○事務局（富田和貴君）

現在は農業公社の名義になっており、取消の公告が行われた後、改めて法人を相手とした売買会議を行い、農業委員会総会に議案を提出することになる。

○議長（坂本照子君）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案書の36ページをご覧ください。

提案番号1番に係る申請地は、藤井地区にある市立児童センター正面に位置する農地で申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、公社買受けの案件ですので、調査書は省略しております。

この案件につきましては、12月21日に売買会議を開催し内容の確認を行っており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定

による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第7号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理事業）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書37ページをお開き下さい。

議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）です。

今回の利用権設定は、新規設定51件、その面積は74,639㎡です。

提案番号1番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカを作付け予定です。調査内容は、調査書28ページに記載のとおりです。

提案番号2番から39ページの9番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。調査内容は、調査書29ページに記載のとおりです。

提案番号10番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。調査内容は、調査書30ページに記載のとおりです。

提案番号11番から40ページの14番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。調査内容は、調査書31ページに記載のとおりです。

提案番号15番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水

稲・麦を作付け予定です。調査内容は、調査書 32 ページに記載のとおりです。

提案番号 16 番から 44 ページの 33 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、甘藷・甘藷苗・アスパラガスを作付け予定です。調査内容は、調査書 34 ページに記載のとおりです。

また、提案番号 15 番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。

調査書は 33 ページをご覧ください。

まず、「法人形態要件」につきましては、平成 27 年 10 月 5 日に有限会社として法人登記がなされておりますので、満たしております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。

定款に「農作業の受託」等の記載がありますので、満たしております。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 8 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 4 でありますので、満たしております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 8 名のうち 4 名が年間 250 日農業に従事しておりますので、満たしております。以上 4 つの要件全てを満たしております。

次に提案番号 16 番から 33 番の法人についても、今回が初めての申請となりますので、法人の概要について説明します。

調査書は 35 ページをご覧ください。

まず、「法人形態要件」につきましては、令和 4 年 6 月 20 日に合同会社として法人登記がなされておりますので、満たしております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。

定款に「農産物の生産・加工・販売」等の記載がありますので、満たしております。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は 1 で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が 1 でありますので、満たしております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員 1 名のうち 1 名が年間 300 日農業に従事しておりますので、満たしております。以上 4 つの要件全てを満たしております。

また、この議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第8号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書45ページをお開き下さい。

議案第9号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転です。

今回の利用権設定は、新規設定が32件、再設定が16件でその面積は、54,018.63㎡です。

提案番号1番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

調査内容は、調査書36ページに記載のとおりです。

46ページと47ページをお願いします。提案番号2番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、たばこ・麦を作付け予定です。

調査内容は、調査書37ページに記載のとおりです。

提案番号3番から51ページの4番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・すいかを作付け予定です。

調査内容は、調査書38ページに記載のとおりです。

提案番号5番から52ページの6番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・たばこを作付け予定です。

調査内容は、調査書40ページに記載のとおりです。

また、提案番号3番から4番の法人については、今回が初めての申請となりますので法人の概要について説明いたします。

調査書は39ページをご覧ください。

まず、「法人形態要件」につきましては、「令和5年5月11日に株式会社」として法人登記がなされておりますので、満たしております。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業であることとなります。

定款に「農産物の生産及び販売」等の記載がありますので、満たしております。

次に「議決権要件」につきましては、総議決権の過半は農業関係者となっております。本法人の議決権は2で、そのうち法人の農業常時従事者の占める議決権が2でありますので、満たしております。

最後に、「役員要件」につきましては、役員2名が年間300日農業に従事しておりますので、満たしています。以上4つの要件全てを満たしております。

また提案番号1番から6番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第9号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号「農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の53ページをお願いします。議案第10号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号1番から27番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。農地の状況につきましては、「別紙3」に現地写真を掲載しております。

これらの案件は、令和5年夏から秋にかけ実施した農地パトロールにて確認したもので、いずれも雑木等が繁茂した農地などであり、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。以上でございます。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の55ページをお開き下さい。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和5年11月に届出がありました件数は21件、筆数の合計は176筆、面積の合計は195,055㎡でございます。詳細につきましては、56ページから58ページに記載のとおりでございます。

以上になります。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第1号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和6年第1回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長 塚本照子

1 番 農業委員 多久正光

2 番 農業委員 守川千穂